

災害時等における施設の提供協力に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）、株式会社プロロジス（以下「乙」という。）、三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「丙」という。）及び白馬特定目的会社（以下「丁」という。）は、千葉市内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）における施設の提供協力の実施に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時等において、甲が行う災害対策に乙、丙及び丁が協力することにより、地域住民の安全確保を図ることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

（協力の範囲）

第2条 乙、丙及び丁の協力は、次の各号に掲げる事項とする。

- （1）車中泊避難を行う者の受け入れを目的とした、提供施設（本条第2項に定義する。以下本項において同じ。）の提供及び車中泊避難者への支援
 - （2）市内で高潮・津波等による大規模な浸水が想定される場合において、浸水想定区域等から退避する車両（以下「退避車両」という。）の受け入れを目的とした提供施設の提供
- 2 前項の協力は、以下の施設のうち、乙、丙及び丁があらかじめ指定した区画（以下「提供施設」という。）において行うものとする。

施設名	所在
プロロジスパーク千葉1	千葉県千葉市稲毛区六方町210番地27
プロロジスパーク千葉2	千葉県千葉市稲毛区六方町210番地28

（車中泊避難者の受け入れ場所としての施設の提供）

第3条 乙、丙及び丁は、甲の要請に基づき、提供施設の安全点検を実施し、提供施設において、車中泊避難者の受け入れが可能と判断したときは、提供施設の全部又は一部を、車中泊避難者の受け入れ場所として提供するものとする。

2 乙、丙及び丁は、前項に基づき提供施設の全部又は一部を提供する場合、次の各号に定める事項について、車中泊避難者への支援を、可能な範囲で行うよう努めるものとする。

- （1）トイレ設備及び水道設備の提供
- （2）甲が発信する情報、提供施設周辺の被害状況、道路状況等の情報の提供

3 前2項に定める車中泊避難者への提供施設の提供及び支援の期間は、原則として、車中泊避難者の受け入れ開始から3日間とする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、甲乙丙丁協議のうえ、期間を延長することができる。

(退避車両の受け入れ場所としての施設の提供)

第4条 乙、丙及び丁は、甲の要請に基づき、提供施設の安全点検を実施し、提供施設において、退避車両の受け入れが可能と判断したときは、提供施設の全部又は一部を、退避車両の受け入れ場所として提供するものとする。

2 退避車両の受け入れ期間は、原則として、退避車両の受け入れ開始から3日間とする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、甲乙丙丁協議のうえ、期間を延長することができる。

(被害情報の収集・伝達)

第5条 甲、乙、丙及び丁は、災害時等において、相互に連絡し、情報の収集及び伝達を迅速に行うものとする。

2 前項の目的を達するため、甲、乙、丙及び丁は、速やかに連絡を取ることができる体制を予め整備しておくものとする。

(協力の要請)

第6条 甲は、災害時等において、乙に対し、第2条に掲げる協力を要請することができる。

2 前項に規定する協力の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭あるいは電話等をもって行い、事後、速やかに文書を提出する。

(提供施設の閉鎖)

第7条 乙、丙又は丁は、次の各号に該当する場合、提供施設を閉鎖し、車中泊避難者及び退避車両の退去を求めることができるものとする。

(1) 甲が、提供施設の提供の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合

(2) 乙、丙又は丁が、提供施設の安全点検を実施した結果、安全を確保できないと判断し、乙が甲に連絡した場合

(3) 第3条又は第4条に基づき提供施設を使用する者による迷惑行為、事故、提供施設以外の場所の占有又は利用等があった場合

(4) その他、合理的な理由により、乙、丙又は丁が提供施設の閉鎖を求め、甲がこれを了承した場合

2 前項に基づく使用者の退去にあたっては、甲は責任をもって対処するものとする。

(費用負担)

第8条 甲の要請に基づき乙、丙又は丁が行った協力活動に要した費用は、甲が負担するものとし、その金額等については、甲乙丙丁協議のうえ決定するものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めがない事項及び本協定に関する疑義については、甲乙丙丁協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、令和2年12月1日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙丙丁いずれからも書面による協定解消の申し出がないときは、有効期間は、同様の内容でさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

本協定書締結の証として、本書を4通作成し、甲乙丙丁記名押印のうえ、それぞれ1通保有する。

令和2年11月25日

- 甲 千葉県千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 熊谷 俊人
- 乙 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
東京ビルディング
株式会社プロロジス
代表取締役 山田 御酒
- 丙 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社
支配人 奈良 利秀
- 丁 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
東京ビルディング
白馬特定目的会社
取締役 稲田 秀